

令和3年第4回(12月)

# 篠栗町議会定例会

12月17日 (採決)

令和3年 第4回 定例会 会議録

日時 令和3年12月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月13日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「議案の上程」をいたします。

本日、町長から追加議案として、議案第80号が提出されております。

それでは、町長に議案第80号の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、提案しております追加議案、1議案について説明をいたします。

議案第80号は「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、岸田総理大臣が、12月13日の衆議院予算委員会で、クーポンにこだわらず現金で給付することを容認する考えを示したことを受けて、本町におきましては、令和3年第4回臨時会で議決をいただきました現金5万円の給付に、さらに5万円を追加し、給付金全額10万円を一括で年内に現金給付することといたしました。

本議案は、その追加給付分に係る補正予算でございます。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ3億1,052万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ119億1,219万5,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金を3億1,052万6,000円追加するものであります。

次に、歳出につきましては、民生費におきまして、子育て世帯への臨時特別給付

費といたしまして、給付にかかる郵送料等 5 2 万 6, 0 0 0 円、子育て世帯への臨時特別給付金 3 億 1, 0 0 0 万円を追加するものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。質疑はありますか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第 2、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日、上程されました議案第 8 0 号は、議案付託表のとおり「議長を除く 1 1 人で構成する予算特別委員会」に付託したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

それでは、ここで本会議を暫時休止いたします。

これより、引き続き、予算特別委員会を開催しますので、全員協議会室にお集まりください。

休止 午前 1 0 時 0 4 分

再開 午前 1 0 時 1 6 分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

日程第 3、議案第 6 5 号「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 6 5 号「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、財産活用課の新設に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、総務課管財係及び財政課情報システム推進係の分掌事務を新設する財産活用課に移管するとともに、新たに町有財産の長寿命化及び更新計画を行うための改正を行うものであります。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

なお、委員会におきまして、「新たに課をつくる必要があるのか」「何人の人員が増すのか」また「費用がどれくらい上がるのか」という質問が出ております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

では、反対討論からどうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

私は本案については、建築関係の専門官をじっくり育てたいとの意向であることには賛成する意味で、所管の委員会では賛成いたしました。その後、じっくりと考えた結果、本案には反対せざるを得ないと思った次第でございます。

確かに、建築の専門官を育てることには賛成いたします。しかし、そのために財政が逼迫している状況下において、いきなり多額の費用を使い、課を新設する必要はないと思った次第でございます。

課を新設することなく、しかも、職員数を増やすことなく専門職を育てることができると思います。また、それを実現することが町長の役目ではないでしょうか、と、そう思います。

いずれにしても無駄な投資にならないよう、もっと議論を深める必要があると考え、現時点において本案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） では、賛成討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第66号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、空家対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく篠栗町空家等対策協議会を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、篠栗町空家対策協議会を新たに追加するものであります。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

なお、委員会におきまして、「町の附属機関として設置する協議会に、町長は入るのか」という質問がございました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第67号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、空家対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づく篠栗町空家等対策協議会委員の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、篠栗町空家等対策協議会委員の報酬等の額の規定を新たに追加するものであります。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第68号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町予防接種健康被害調査委員会委員の報酬額について、糟屋地区内で標準化を図るため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求め

られたものであります。

改正の主な内容は、委員会委員の報酬を、1回につき2万円を1万3,500円に変更するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第69号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、町民の健康増進及びスポーツの振興を図るため夏休みのプール開放を行ってまいりましたが、近年の新型コロナウイルス感染症や熱中症への対策による安全確保が困難であることから、篠栗町町民プールの社会体育施設としての利用を中止するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例中、篠栗町町民プールに関する事項を削除するものであります。



この条例については、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第70号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第70号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、放課後児童クラブ事業の運営に指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、事業の運営に指定管理者を追加するとともに、その業務の範囲を規定するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

委員会の中では、「業務委託から指定管理制度になぜ変えるのか」という質問がございました。「現状の業務委託では、新たな取り組みを行う際、予算の計上、要綱や規則の整備が必要となり時間を要する。指定管理にすることで事業者が独自に事業を行うことができ、様々なサービスを迅速に提供できる。今まで職員が行って

きた負担金の徴収、光熱費の毎月の会計処理、補修や修繕業務を指定管理者が行うようになり、職員がほかの業務や住民サービスに注力できるようになる」との回答がございました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

反対討論からどうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

本議案は、児童館運営に指定管理者制度を導入するための議案でございますが、町としてのメリットを全く見出せないため反対いたします。

所管の委員会ではございませんので、詳細がわからない点もありますが、現在、町はエフコープと包括連携協定を締結し、児童館の人材派遣など業務委託をしております。

ですから、もし今の体制に不都合があるとするならば、改善すれば済むことですし、あえて、指定管理者制度を導入する意図を全く理解することができません。

また、町の負担も、今以上になるかと危惧しております。

そもそも、命を守る条例を制定して日が浅い中、その一環として児童館の日曜一時預かり保育を始めたにもかかわらず、指定管理者制度に移行すれば、町民の方から、町は無責任ではないか、そういった謗りを受ける恐れがあります。

私は、命を守る条例に賛成した議員として、本議案には賛成できません。

町が責任を持って児童館に対処すべきと考え、この議案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第71号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第71号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町立児童館の管理運営に指定管理者制度を導入するにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、条例の名称を変更するとともに、事業の運営に指定管理者を追加し、その範囲を規定するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第72号「篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 7 2 号篠栗町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、予防接種の健康被害を対象に篠栗町予防接種健康被害調査委員会を組織していたが、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる健康被害についても対象になることから、組織の充実と専門性を高める必要があり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、委員会委員の人数や委員となるものの規定の改正、会議の開催方法の明確化などを規定するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 7 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 7 3 号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 7 3 号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、出産育児一時金の基本額40万4,000円を40万8,000円に引き上げるものであります。

この条例については、令和4年1月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第74号「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第74号「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条及び消防庁長官通知の「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、消防団員の年額報酬等を見直すにあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、年額報酬を増額し、従来の出動手当を出動報酬に改めるとともに、当該報酬額も増額するものであります。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

なお、委員会におきまして、「出動手当について、災害時8,000円、訓練時3,000円となっているが、これは一律で良いのではないか」という質疑が出ております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第75号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第75号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」

本議案は、既定の予定総額から歳入歳出それぞれ2億1,197万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ116億166万9,000円とするものであります。

主な歳出では、総務費において148万5,000円

民生費において1億5,051万1,000円

衛生費において946万7,000円

農林水産業費において5,323万8,000円

教育費において151万7,000円

災害復旧費において200万円

を増額補正するものです。

主な歳入では、地方交付税1,743万5,000円

国庫支出金7,951万7,000円

県支出金7,197万円

寄附金120万9,000円

繰入金1,034万6,000円

諸収入3,049万8,000円

町債580万円

を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第76号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第76号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ

いて」本議案は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ4,488万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,298万9,000円とするものです。

補正予算の内容は、人件費のほか、令和2年度分の精算に伴い、県交付金の額が確定したことによる返還金の増額補正、また前年度繰上充用金の額の確定による不用額の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第77号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第77号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の予算に、歳入歳出それぞれ908万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,538万2,000円とするもので、補正予算の内容は、令和3年度末で篠



栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計を清算するための歳入歳出予算を計上するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第78号「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第78号「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出4万4,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,384万6,000円とし、収益的支出額に対し2,211万7,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は、支出において人件費の補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第79号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第79号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出31万8,000円を減額し、収益的支出の総額を8億5,412万4,000円とし、収益的支出額に対し1,568万7,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は、支出において人件費の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第80号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第80号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億1,052万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ119億1,219万5,000円とするものであります。

歳出では、民生費において、子育て世帯への臨時特別給付費に伴う消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費に52万6,000円、子育て世代への臨時特別給付金に3億1,000万円を補正するものであります。

歳入では、国庫支出金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費等補助金に3億1,052万6,000円を補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら、許可をいたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和3年第4回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「篠栗町教育委員会委員の任命について」の人事案件1件、「篠栗町課設置条例

の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例案10件、「一般会計補正予算（第8号）」をはじめ、令和3年度補正予算5件、本日、追加提案をいたしました、子育て世帯への臨時特別給付金10万円の年内一括給付のための議案第80号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」の上程いたしました17議案全てにつきまして、可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

条例審査におきまして、議案第65号「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、財産活用課の新設に伴い、総務課管財係及び財政課情報システム推進係の分掌事務を新設する財産活用課に移管するとともに、新たな町有財産の長寿命化及び更新計画を行うための条例改正案でございました。

また、議案第70号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第71号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、児童館運営における指定管理者制度への移行を進めるための条例整備でございました。

今回の条例改正により、令和4年度からの新たな事務・事業体制の準備をしっかりと行い、新年度において町民の皆様へ、よりご納得いただける体制にすることが可能となりました。どうもありがとうございました。

今回の一般質問では、6人の議員の皆様がそれぞれ大変重要な課題についてご質問いただきました。

「町有財産の有効活用を」という趣旨でお二人から、昨年度整備が完了した「なるふち平・ダム清流公園」の活用についてご提案をいただきましたが、この地域の観光資源としての可能性を観光協会と十分協議しながら、新たな観光スポットにできるよう努力してまいります。

また、「認定から10年を経過した森林セラピー事業の在り方」についてのご質問をいただきました。今後は、登録商標である「森林セラピー基地篠栗」というネームバリューを活かしつつ、180年以上の歴史を持つお遍路の町、篠栗の歴史を再確認して新たな観光産業を模索する必要があると考えます。

「ヤングケアラーの実態把握と支援」「通級指導教室の進捗状況」「子宮頸がん予防ワクチンの接種状況の周知」など、次世代を担う子どもから若い世代を取り巻く課題についても数々のご提案をいただきました。こうしたご意見を踏まえて、篠栗町の宝である若い世代が、将来も安心して生活できるよう様々な取り組みを推進してまいりたいと考えます。

また、「コロナ禍における財政状況」についてのご質問をいただきましたが、国

における新型コロナ感染対策のための数十兆円規模の臨時の財政出動によって、日本では、新型コロナ感染状況はここまでを抑えられていることができていると感じております。今後、日常の経済活動が戻ったときに想定される、市町村や個人に対する国の財政支援の縮小がどの程度になるかという点が気になるところでございますが、そうした場合にしっかりと自主財源を活用し、住民の福祉の充実を維持できるよう、これからさらに財政力を高めていかなければならないと考えております。篠栗町における大変重要な課題でございますので、引き続き、議会での議論を深めてまいりたいと思っております。

また、本日は、「子育て世帯への臨時特別給付金」の年内一括10万円現金給付に向けた補正予算を可決いただきました。所定の事務手続を行ったうえで、12月23日には給付できることとなります。どうもありがとうございました。

来年も町職員一丸となって諸課題の解決と「第6次篠栗町総合計画『篠栗みんなの羅針盤』」そして、「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標達成に向けての一つひとつの計画を着実に推進すべく努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続き、ご指導・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところあと2週間でございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますように祈念申し上げ、また、オミクロン株の感染拡大がこれ以上広がらないことを祈りながら、篠栗町議会令和3年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間ご審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、令和3年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時04分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

藤木 高裕

---

篠栗町議会議員

横山 和輝

---